

JIS追補説明会 質問事項一覧  
(JIS A 5308 レディーミクストコンクリート 追補)

No.	質 問	回 答
1	<p>「運搬時間について」 納入伝票の工場発時間について、工場発は練混ぜ開始時点を発時間とする実態でとの記述があるが、一部の工場では生コン車が工場を出発する時間としている工場もあると思います。もし、厳格化するなら練混ぜ開始時刻を発時刻に記入すると記述が必要なのでは？ また、現場着時刻は納入現場の待機場所（荷卸しは開始しない）に到着した時刻と考えて良いのか？</p>	<p>運搬時間の定義は、簡条本文に示したように、発時刻と着時刻の差によることとなっています。JIS A 5308改正調査研究委員会では、運搬車に積み込むコンクリートが複数バッチになる場合は、第1バッチの練混ぜ開始から品質変化が始まっていると解釈し、そこを起点とすべきと判断し、解説に記載しております。ただし、自工場での運用が異なる場合には、練混ぜ開始から工場発時刻が大幅に遅延した場合など、品質保証の観点からの対応を社内規格に明文化することでも大勢に影響はないと判断できます。 (ここでいう練混ぜ開始とは、セメントと水とが接触した時刻を指します)</p>
2	<p>納入書に記載する発時間の定義について 1車あたりの単位量を記録する。又は納入書への⑤対応により、最終バッチの計量完了によりデータを取っている。 最終バッチの計量完了時間ではいけないのですか？ダメな場合、システムの見直しが必要となります。</p>	
3	<p>運搬時間を計算するための起点はいつにすればよいですか？</p>	
4	<p>出発時刻(運搬時間)の設定について 運搬時間の発時刻は、練混ぜ開始時点とあるが、練混ぜ完了後、運搬車積み込み後工場を出る時点を納入書に記載している実態の工場もあり、この実態はどうか？</p>	
5	<p>納入書先出しのため、練混ぜ開始時間と多少ズレがあるが・・・</p>	<p>お問い合わせの件は、運用上の問題であり、購入者安全側であるので問題ありません。(タイムラグを測定してその分を差し引いて印字すればよいと思います)</p>
6	<p>「運搬」において、「購入者と協議のうえ、運搬時間の限度を変更することができる」というのは前回同様であるが、これは協議をすれば1.5時間を超えてもJIS表示ができると言うことなのか。</p>	<p>生産者と購入者とが協議を行い、生コン工場から1.5時間を超えて遠隔地へ納入する場合で(事前に運搬事情を考慮して運搬による品質変化を把握した配合については検討が必要)、JISマークが必要な場合、暑中コンクリートのようにコンクリート温度が問題になり、1.5時間以内に打込みを完了しなければならない場合は1.5時間より短い時間について、事前協議が必要となり、双方で納得すれば延長や短縮が可能です。ただし、協議の結果を配合計画書の備考欄に事前に記載するなど記録は不可欠です。</p>
7	<p>運搬について、購入者の都合による待機および長時間を要する採取は運搬時間に含めないという解釈でよいでしょうか。 現場トラブルの回避するためにも、明確にしていなければならないと思います。</p>	<p>購入者の都合による長時間採取は、購入者の責任とすることが今回の追補の目的です。</p>
8	<p>追補の改正月日はいつか？</p>	<p>平成23年12月20日に発行されました。</p>
9	<p>運搬の発時刻は1バッチ目のセメントと水が混合された時の時間が発時刻であると説明されましたが、オペレータが計量開始のボタンを押した時に発時刻が印字されている場合は、1バッチ目のセメントと水の放出時に印字されるようにプログラムを変更しなければならないでしょうか？</p>	<p>水とセメントが接触した時刻を予測して活用することは不適切ではないと考えられます。このため、タイムラグを把握でき、これを発時刻に反映できれば、プログラムの変更は必要ないと思います。</p>

10	<p>① 荷卸し地点のスランブ、空気量試験は30分、60分、90分とし、時間と共に変化します。温度も変化します。 スランブ±2.5cmで対応できるか、疑問に思います。 範囲の見直しも検討願います。(±3.0cmとか)</p> <p>② スラッジ水を使用した時の経時変化は大きいと思われる、上記の対応にもなると思います。</p>	<p>①製品の許容差については、次回の改正に対する要望事項として記録します。 ②追補説明会で説明したように、低濃度スラッジ水法では、スランブ、空気量ともスラッジを使用しないコンクリートと差がないことが確認されています。</p>
11	<p>「スラッジ固形分率1%未満で使用する場合」はスラッジ固形分を水の質量に含めても良いこととなった。 現在、固形分率0.9%で決めている場合は固形分を水の質量に加算しています。追補でも現在と同じ管理で良いでしょうか？</p>	<p>スラッジ固形分率を0.9%に固定して使用するならば、現行のJISの規定に従った管理となり、固形分を水の質量に含めることはできません。 追補が公示された以降で、低濃度スラッジ水法によれば、スラッジ固形分を水の質量に含めることもできます。</p>
12	<p>運搬時間の着時間は現場内の待機場所に到着した時間でよいのか。</p>	
13	<p>運搬時間(p8上)で、購入者から指定された待機場所が荷卸し地点から離れている場合にはどのようにすべきでしょうか。 どちらを到着時間とすべきでしょうか。</p>	
14	<p>運搬について、荷卸し地点の定義をどう解釈すべきでしょうか。(例えば配合計画書に記載の納入場所を番地まで明確化するなどの規定が必要ではないか)そもそも着時間は誰が記入すべきか(運転者か購入者側か)。もし、運転者が記入した着時間を購入者が認めなかった場合(荷卸し地点を待機場所とするか、ポンプ車について場所とするか)はどう対処したら良いのでしょうか。購入者と予め協議しておく必要があるということでしょうか。</p>	<p>・荷卸し地点については、ケースバイケースであり、全てのケースについて定義することは不可能です。今回の追補改正において、運搬時間は、発時間と着時間との差とすること、待機時間は運搬時間を含めないことを示したので、事前に購入者と荷卸し地点を特定し、協議すればよいと考えます。</p>
15	<p>運搬時間について、荷卸し地点の説明が曖昧だった。 次ぎの地点は荷卸し地点と同じと解釈して良いのか？ (i)同じ現場内で、ポンプ車から50m離れた待機場所 (ii)現場の外の待機場所で、ポンプ車まで5分くらいかかる所</p>	<p>・品質監査は、不良品を出さないための品質保証システムであり、半製品である生コンについて、JIS以上の要求があっても良いと考えます。 ・運用上の問題ではありますが、現場員の承認をもらうべきと考えます。</p>
16	<p>運搬時間が練混ぜ開始から、運搬車が荷卸し地点に到着するまでの時間となったのは良いが、全国統一品質管理監査(所謂〇適)で、荷卸し完了まで規定していることから、社内規格でそこまで規定せざるを得ない現状がある。生コン工場が荷卸し完了まで規定するのはおかしいのではないかと？</p>	
17	<p>荷卸し地点に到着する時間とはどれに該当するか (1)現場のゲートに入った時間 (2)ポンプ車のホッパーにトラックアジテータを着けた時間 (3)ポンプ車に着ける前の現場内の待機場所の時間</p>	
18	<p>運搬に関して、適用範囲が「荷卸し地点まで配達される・・・」とあるので大きく捉えると現場内に到着したのち、ドラムに投入する流動化剤は、荷卸し地点過ぎてからなので、JISマーク抹消しなくてもよいのか？ 細かく考えると、荷卸し地点は、トラックアジテータのドラムから搬出される地点(ポンプ車口)を指すかと思われる。人によって捉え方がまちまちなので、明確な判断を示して欲しい。</p>	<p>JISA5308では流動化コンクリートについて規定しておらず、流動化する前のベースコンクリートについて品質保証を行っています。ベースコンクリートについても、荷卸し地点までを運搬時間と考えて下さい。流動化コンクリートの納入伝票におけるJISマークの削除については、ベースコンクリートにJISマークを付したものであり、生産者によるマークの削除は不要であります。</p>
19	<p>運搬時間 運搬終了時刻を通常は現場員が記入しているが、運搬者(運転手)が記入するように指導してもよいのか？</p>	<p>現場員の承認を得るのが適合です。荷卸し地点までが、着時間です。</p>
20	<p>運搬時間について 現場では荷卸し完了時間が必要とされてきているので、伝票に完了時間を記入してくれとの要望が多い。 又、待機時間が2H以上超えた時は、JIS伝票では問題があると思う。(製品にJISがあるとすれば) 生コンクリートの品質管理(トラブル時の対応・原因の追究)</p>	<p>運搬時間の終点は、荷卸し地点に生コンが到着した時刻です。</p>

21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入書1枚1枚に運搬時間を明記した方が良いのか？</li> <li>・運搬時間の限度を超えた場合、荷卸し地点での品質確認が必要なのか？</li> <li>・運搬時間の限度を1.5時間から小さくする場合にも対応させるのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発時間と着時間を記入することは現行のJISでも規定されております。</li> <li>・事前協議を行ったか否かによりますが、製品検査は生産者が、受入れ検査は購入者が行います。</li> <li>・運搬時間を1.5時間より短くすることについては、暑中コンクリートなどの場合には、購入者からの要求を受けるべきでしょう。</li> </ul>
22	<p>回収骨材及びトレーサビリティについて、次回改正平成26年に盛り込まれそうですか。特に回収骨材に関してどの程度進んでいますか。ドラフト作成等</p>	<p>現在は実態調査の段階です。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境表示について、納入書の表示方法はどのようなものか？ (印刷又はシール等、表示位置、大きさ、色彩等)</li> <li>・表示の内容を証明する管理データの詳細</li> <li>・試験データの内容</li> </ul>	<p>追補説明会で説明したように、納入書に記載することになります(生コン工場の判断で)。</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フライアッシュがリサイクル材として表記されているが、フライアッシュセメントを使用している場合もふくまれるのか(「セメント原料として〇%使用」などと表記することによる)</li> <li>・使用割合でなく、単位量の記載でも良いのか</li> <li>・フライアッシュ記載に議論があったようですが、記載決定経緯を教えてください(説明会の中で触れていたのですが、FA普及のため詳しくお聞かせください)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フライアッシュセメントは、今回のリサイクル材の対象となっております。</li> <li>・今回はJIS Q 14021の規定に準じ、使用割合を記載することとしました。</li> <li>・フライアッシュの記載の経緯は、追補説明会でコメントしております。</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・p17 表10A リサイクル材 上澄水-RW1-附属書Cに適合する上澄水 上澄水の混合率が判らなくても環境マークを表示できるのか(水道水・雨水・回収水等混合)</li> </ul>	<p>水の定義はその源によります(雨水は練混ぜ水の定義にはありません。)記号と混合割合を記載する仕組みになっています。</p>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境ラベルは納入書に印刷するのか配合計画書に印刷するのか</li> <li>・環境ラベルを表示する場合認証機関の臨時審査があるのか</li> <li>・環境ラベルを表示する場合対象製品の納入書に印刷するのか</li> <li>・環境ラベルをパンフレット等に表示してよいのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生コン工場の判断に従って、対象製品の納入書に印刷してください。</li> <li>・表示するのであれば、生産条件の変更届が必要になります。</li> <li>・パンフレットには使用できません。</li> </ul>
27	<p>環境表示について、使用材料名の表示が記号だけでは、購入者に理解されにくく頻繁に問い合わせがくると思います。例えば、RWIだけでなく、上澄水という表示も併用してはいけないのでしょうか。また、含有率については、常に固定値ではなく、変動範囲の表示(例20~80%)でも良いのでしょうか。それとも変動するたびに固定値を変更させる方が良いのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全生工組連や日本規格協会のホームページを参照するように伝えるか、そのページをコピーして渡すなどの準備が有効でしょう。JIS改正の内容ですのでJISCのホームページでも良いと思います。</li> <li>・変動範囲の表示はできません。</li> </ul>
28	<p>低濃度スラッジ利用時のリサイクル表示は、RW2(1%未満)で良いのか？</p>	
29	<p>メビウスループ 環境へのシンボルマークの表記方法について スラッジ水RW2 1%未満の場合の表記方法をどのように記入しますか？</p> <p>メビウスマーク RW2(○○○○・)</p>	<p>ご提示の表記でよいです。</p>
30	<p>環境ラベルの表示例が5308の様式に示されますか？ 環境ラベルの導入を検討する際に、コンピュータプログラムの修正が必要なことから事前情報が必要ではないでしょうか。</p>	<p>示されます。</p>

32	<p>環境ラベル(メビウスループ)の表示方法について          練混ぜ水の原水が地下水であるが、通常は上澄水(RWI)を100%使用しているが、暑中コンクリート対策として配合修正において地下水の利用する場合の表示はどうしたら良いのか。          (例)上澄水50%、地下水50%の場合、RWI(50%)また、日内修正の場合、変更ごとに表示を変える必要があるか。</p>	<p>上澄水100%の使用とし、日常修正は、手書きで修正すればよいですが、管理上好ましくありません。</p>
33	<p>・環境ラベルのシンボルマークはどこに表示できますか？また対象となるリサイクル材にはどのようなものがありますか？</p>	<p>追補説明会で説明したとおりです。</p>
34	<p>・環境ラベル表示の際、大きさ(寸法)の規定はあるのか社内規格に規定は必要か不要か → 製品規格必要          ・含有量の表示は質量、容積どちらでもよいのか(社内規格では明確)</p>	<p>・社内規格には大きさの表示は必要です。          ・含有量は質量に対する割合を記載してください。</p>
36	<p>・リサイクル材として、フライアッシュ I 種 II 種が入っていますが、フライアッシュセメントや、高炉セメント、高炉スラグ微粉末は今後入る予定などはあるのでしょうか？          ・リサイクル材の使用時の表示は割合表示にかざられるのか、単位量表記は認められないのか？</p>	<p>・追補説明会で述べたように、次回改正時の検討課題としております。</p>
37	<p>今回の表10Aの9種類のリサイクル材について、それぞれどのように生産実態を確認されたのかお教えてください。          確認された事項の具体的な名称を、それぞれのリサイクル材別にお教えてください。</p>	<p>経済産業省の説明に加え、追補説明会でも次回以降の改正で検討することを述べています。なお、生産実態調査の個々の結果は公表できません。</p>
38	<p>スラッジ固形分率の確認は最大となる配合(1つ)について1回/日確認すれば良いとなりましたが、その確認方法として、当社では操作盤にスラッジ水演算装置があり、固形分率を0.9%として入力し、累加計量となります。よって、スラッジ固形分率の確認は最大の固形率ではなく、朝一番の配合についての確認でよろしいでしょうか？</p>	<p>前回のJIS改正において、呼び強度36以下の場合に購入者の承認なしでスラッジを利用できるようになりました。これはスラッジ固形分率を管理することが前提となっております。今回の追補では1%未満の固形分率で、定義された低濃度スラッジ水法が使えますが、その方法では濃度調整済の槽内の水を全量使用することが前提となります。</p>
39	<p>スラッジ固形分率1%未満は連続濃度法では認められないのか。スラッジ使用率が上がらないのでは。</p>	
40	<p>スラッジ固形分率1%未満のスラッジ水の使用について、説明を受けて、1%未満スラッジ水を使用する場合には、練混ぜ水の全量のみと理解していますが、練混ぜ水の一部としての使用は不可なのか？          全量のみの場合、追補の追加文にその旨記載されるのでしょうか？</p>	
41	<p>スラッジ固形分率の管理として、設備面から濃度を低くし使用したいのですが、今回の追補により管理しやすくなったようにも思えます。管理方法として ○±○(%)のような状況でも良いのかと考えますが、如何なものでしょうか？</p>	
42	<p>低濃度スラッジ水法を採用した場合          連続測定不可とあるが、自動演算と併用しないとスラッジ水消費が微量となるので併用できない理由を明記してください。          (演算装置が操作盤に組み込まれている場合)</p>	
43	<p>当工場ではスラッジ水を使用しており、目標スラッジ固形分率を0.81%で管理している。今回スラッジ固形分は水の一部に含めるということで、従来の単位水量にスラッジ固形分率の単位水量を上乗せしなくても良いことになったが、現場実験例からして許容差に収まるから、水の一部というより、従来の固形分率を単位水量に上乗せした方が、より許容量を確保できるとした場合は、従来の方法も適用できるか？</p>	<p>1%未満の場合には、固形分を単位水量に含めるか否かの運用は工場の裁量によることを解説に示しております。</p>

44	<p>スラッジ固形分率1%未満の使用に関する現場実験 スランプ試験の結果では、36-18-20Nのスランプが練混ぜ直後で固形分率0.9%が19cmで固形分率0%が20.5cmも差があったということは、差があるということではないのか？経時変化の差はなかったとしても、何回かの試験結果であったのか。</p>	<p>差はありましたが、カバーできる範囲であるということです。</p>
45	<p>スラッジ濃度の記載について 配合計画書には1%未満と記載するか、納入書にも1%未満と記載するのか？又は、実数値を記載するのか？</p>	<p>「1%未満」と記載します。</p>
46	<p>スラッジ固形分率1%未満の低濃度スラッジ水法でバッチ濃度調整方法の時、水の計量値が全量スラッジ水となるとあるが、1%未満を満足させるための累加計量(スラッジ水+他水)が低濃度方式にあっても良い。 実使用で全量低固形分率を用いるケースもあるからである。 使用の現状がわかっていない？工場によっては、微量しかスラッジ水が発生しない (1%未満=0.6%付近で0.9%未満で使用とか) (0.7%固定で使用も1%未満として表示する)</p>	<p>今回の追補改正では、認められていませんので、1バッチ毎のスラッジ固形分率の管理をして下さい。水の微計量に用いる水はスラッジ水でなくても良いことは、追補説明会において説明しました。</p>
48	<p>スラッジ固形分率1%未満で活用する工場の練混ぜ水の年1回の品質(強さの比)確認は濃度5.9%で試験をしますが、これは固形分率3%に相当する値であるので、試験依頼があったら、この濃度でよいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。検討が必要と判断しますが、現状はこのままとします。 追補改正での低濃度スラッジ水法のみを採用するのでしたら、スラッジ固形分率1%に相当する濃度でよいと考えます。</p>
49	<p>低濃度スラッジ水法の採用についての記述について、スラッジ水の全量を練り混ぜるとして、当日の最小セメントから最大水量の場合、固形分率1%未満となるよう管理するとあるが、当日の細骨材、粗骨材の表面水が大きく関係するが、どう判断すれば良いのか？表面水を差し引いた単位水量でよいのか？</p>	<p>表面水率を考慮しなければ、所定の品質が得られません。</p>
50	<p>・低濃度スラッジ水法とは、スラッジ水100%使用が原則と考えて良いか？地下水等での希釈使用は不可なのか？ ・高濃度の場合、スラッジ水濃度を希釈0が原則で、従来のバッチ濃度調整方法に準じ、比例演算による固形分率管理方法は採用できないか？ ・微計量水とはどの程度まで計量してよいのか？固形分率0.1%程度、計量誤差1%以内の質量なのか明確にしてほしい。 ・スラッジ固形分率1%未満であることの保証方法とは具体的に規定しないのか。工場側の自己責任に任せるとの意味か ・社内標準化する場合、「バッチ濃度」なのか「低濃度スラッジ水法」なのか「連続濃度測定方法」のどれかを選択することで良いのか。 ・バッチ濃度調整方法を標準化している場合、且つ目標固形分率を「0.9%としている場合、「スラッジ固形分率1.0%未満と表記してよいのか。 ・配合計画書には「目標固形分率」と表記してあるが、低濃度スラッジ水法の場合どのように表記すれば良いのか？ また、伝票の記載方法についても教えてください。</p>	<p>・スラッジ固形分率1%未満であることの保証はJISQ1011に規定されており、当日出荷の最大のスラッジ固形分率において1%を超えない濃度にあらかじめ調整して全量使用しなければなりません。</p>
51	<p>バッチ濃度調整方法(p27下)においてもスラッジ水濃度調整槽に濃度計を必ず設置しなければならないのでしょうか。</p>	<p>・図はあくまでも一例ですので濃度計を設定しなければならないということではありません。</p>
52	<p>・低濃度スラッジ水法を採用してスラッジ水を全量使用した時のコンクリートの物性に与える影響はどの程度ですか？</p>	<p>今回行った実験結果は説明したとおりです。これらのデータは解説に掲載されます。</p>
53	<p>改正の時期について 改正の時期は2014年と理解してよいのか？ それまで社内規格を改訂しなくてよいのか？</p>	<p>・社内規定を改訂してください。JISQ1011の改正公示に合わせてください。</p>

54	国際整合化の流れの中で、不確かさの推定が復活の見通しであるが、不確かさの範囲(有効範囲など)といった一定の判定基準などの明確な提議はされるのでしょうか。	国際整合化については現在検討中であります。これまでのところ、不確かさの推定の採用について議論はしておりません。例えばスランプのように製品の許容差と測定の不確かさに大きな差がない場合には、適用を誤れば、多くの生コンが不合格となり不合理となるので、今後十分な検討が必要です。
55	8. 1. 3 a)のミキサについて詳しく説明してください。	現行のJISの解釈を維持するための記述です。
56	今回JISA8603「コンクリートミキサ」2010 7/20改正版から従来のJIS A 8603:1994 の引用規格を維持することによって、2010年版のミキサ種類(傾胴式ミキサ等)が詳細に規定されているミキサ類を今後使用することができなくなるのですか？	次回の本改正の際に検討します。
57	JISA8603:1994は廃止とされているが、どう引用すればよいのか？有効として良いのか？	廃止規格であっても、旧版を引用活用することはJISのルールで認められた手続きです。

**JIS追補説明会 質問事項一覧**  
**(コンクリート生産工程管理用試験方法—スラッジ水の濃度試験方法)**

No.	質 問	回 答
1	<p>ピクノメータはガラス製です。                      水酸化カルシウムが付着し、炭酸カルシウムとなり、質量が変化します。                      乾燥させるため、乾燥機に入れると容積が変化します。                      このようなことも明記すべきではないでしょうか？</p>	<p>ピクノメータにスラッジ水を入れ始めてから質量測定を終えるまでに要する時間は数分ですので、質量測定後に直ちに水で丁寧に洗浄すれば、ご指摘の事項が問題となる可能性はほとんどないと考えています。また、ガラス製の計量器具は、精度維持の点から乾燥機を用いた乾燥はしないことを前提としています。ご指摘いただいたピクノメータのメンテナンス方法の紹介については別の機会に譲ります。</p>
2	<p>スラッジ濃度試験に用いるピクノメータはなぜ500mlは使用できないのか？                      ピクノメータの容積に応じて換算係数があり、同一のものを使用することで問題なしと思うがどうか？</p>	<p>全生工組連試験方法(ZKT)では容量500mlから使用できましたが、今回の試験規格制定にあつては、解説にも記載されているように、ZKT-105をベースに基本から見直したことで、引用規格にJIS A 1134のピクノメータを引用していること、容積の大きいもののほうが試験誤差が小さくなることなどが理由です。</p>
3	<p>スラッジ水濃度換算係数測定のための試験容器を同一の容器で行うとのことですが、破損のたびに試験を繰り返す必要があるのでしょうか。                      (例えば、試験途中の容器破損時など)容積と質量の関係ですので、質量差から濃度を求めるのですから、同じ750ml程度の容器であれば良いのでしょうか。採取試料の水の温度も換算した方が良いのではないのでしょうか。(密度の違いが大きいと思われる)。</p>	<p>規格に例示したゲーリュサック型のピクノメータは、簡単に一定容積の液体を量り採るための器具ですが、全量フラスコのような個体間の精度は確保されていないのが実状です。試験の運用に際し、実容積と容量の公称値を混同すると、試験結果に影響を及ぼすため、破損した場合は再試験あるいは補正(緊急措置として)などが必要です。水温の影響については次の質問の回答を参照。</p>
4	<p>スラッジ水の濃度試験時に水温による密度差は考慮しなくて良いのか？</p>	<p>原案作成委員会では、水温による密度差の補正の必要性について検証しました。この結果、運用にあたっては、季節ごとに換算係数を見直すこと、この試験は迅速法であることなどを考慮して、補正は不要と判断しました。</p>
5	<p>(テキスト28p)当工場の場合、解説図4の採取3の部分に濃度計がついております。その場合は設備の改修が必要でしょうか？</p>	<p>解説図4の採取3は、解説図3の試験のための濃度測定用スラッジ水を採取した場所を示しており、この場所には(自動)濃度計は設置されていません。連続濃度測定方法の場合は、採取3の位置と還流槽内との間に濃度のタイムラグ(時間のずれ)が生じます(解説図3参照)ので、採取3の場所に濃度計を設置しても実際にコンクリートに使用されるスラッジ水の濃度は正しく測定できません。</p>
6	<p>JIS A 1806は、求めたf値で実際に測定する場合、f値を求めた時の中心濃度あたりの測定値は、精密法とかなり近い値になるが、低濃度側、高濃度側の試料を試験すると精密法の値と開きが大きくなるのでは？                      ゆえに、バッチ法濃度調整法には適するが、連続濃度測定法には適さないのでは？</p>	<p>スラッジ水濃度換算係数(f値)を求める際に、規定に従って試料を採取・作製すれば、通常は、1つの工場で日常的に使用するスラッジ水の濃度範囲はカバーされると思います。また、f値は、浄水と比較した場合における密度差と精密法による固形分量とが原点を通る1次式となる性質を利用して求めます。したがって、試験時に試料の分離(均一性)に注意することのほうが精度的には重要です。連続濃度測定法の場合は、計量直前の時々刻々の濃度の値が必要ですので、還流槽またはその近傍に設置する自動濃度計で濃度測定を行い、JIS A 1806は”濃度計の管理(精度確認や校正)”に用います。</p>
7	<p>(テキスト30p)スラッジ水濃度換算係数は、3ヶ月に1回(JISQ1011)とありますが、例えば5~6ヶ月使用しない場合でも係数だけは求めておく必要があるのでしょうか？</p>	<p>スラッジ水濃度換算係数を3か月に1回算出する理由は、季節の影響の考慮もあります。試験の実施期間が大きく開いた場合には、スラッジ水濃度換算係数の算出から実施してください。ただし、この場合には、スラッジ水の濃度管理が必要でなかったこと、例えば、スラッジ水を使用しないコンクリートだけが当該期間に製造・出荷されたことを証明できるよう、記録や社内規格などを整えておく必要があると思います。</p>

JIS追補説明会 質問事項一覧  
 (JIS Q 1011 適合性評価－日本工業規格への適合性の認証  
 一分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))

No.	質 問	回 答
1	運搬時間として、練混ぜ開始時を計量開始時間と同等としてよいのか。	水とセメントが接した時から起算するよう解釈してください。計量開始時であれば、運搬によるコンクリートの品質変化が購入者の安全側となりますので、問題ありません。
2	JISQ14021では自己宣言となっています。 テキストp47 (2)表 2. d)自己適合宣言	規格のタイトルは自己宣言でありますので、それに従うべきでしたが、趣旨は同じと解釈していただければと思います。
3	環境ラベルは納入書に表示することができるとなっているが、表示しなくてもよいのでしょうか？共通の管理として義務化にならないのでしょうか？ (※当然、配合計画書には記載されているので)	表示しなくてもよいです。Q1011における工程管理の要求事項でも、環境ラベルを表示している場合・・・と規定されます。
4	環境ラベルを表示している場合、自己適合宣言及び単位量の記録を確認するとあるが、それぞれ具体的な確認方法を示してほしい。(解説等に記載されてもOK)	自己適合宣言は、追補説明会でも触れましたが、社内規定の中に環境ラベルを表示することを規定していることが必要です。単位量の記録は、従来どおりの記録でよいと思います。
5	メビウスループを表示する場合、納入書に印字する場所に決まりはあるのですか？	納入書への記載位置の決まりはありません。
6	環境ラベルの具体的な表示方法を教えてください。 納入伝票にあらかじめ印刷されたものを用意し、出荷の都度切り替えるのでしょうか？	表示方法は追補説明会で説明したとおりです。資料のp15～p18をご覧ください。
7	スラッジ固形分率について、p13「改正案」の中に「ただし、スラッジ固形分率を1%未満で使用する場合は、最大のスラッジ固形分率となる配合について、確認すればよい」となっていますが、「最大のスラッジ固形分率となる場合」とは、当日の出荷の中で、スラッジ水を使用する配合という解釈でよいのでしょうか。	その解釈です。
8	スラッジ固形分率1%未満のスラッジ固形分は水の質量に含めてもよい・・・の判断 どちらでも良いと考えますが、よろしいですか。	工場の判断で選択できます。 表示する場合には、記録を残すことが必要です。
9	自動濃度計の精度確認はJIS A 1806で行わないといけないのでしょうか？ JISA1806より精度のよい試験方法で行っていますが、JISA1806でないとダメということになると早急に検討しないといけなくなります。	従来どおりの方法にJIS A 1806が加わったと判断してください(例えば、JIS A 5308のC.8.2.6を用いてもよいです)。
10	③ スラッジ固形分を水の質量に含めても良いと改正されたが、今までどおりスラッジ固形分を水の質量に含めなくても良いのでしょうか。	生コン工場の判断で構いません。これは1%未満の使い方に限定されますことを、念のため申し添えます。
11	③のその他 10トン車に4.5m <sup>3</sup> の生コン積載は過積載となるのか？	運搬車や積載するコンクリートによっても変わります。輪荷重は車重と荷重を合わせて20tが上限です。概略値は車重+積載量×コンクリートの単位容積質量で求められます。

**JIS追補説明会 質問事項一覧**  
**(JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤)**

No.	質 問	回 答
1	混和剤の改正時に大臣認定について話がありましたが、今後どうなっていくのか、良く分からなかったので、詳しく教えてください。	今回のJIS追補説明会の内容とは異なるため、回答しかねます。
2	JIS A 6204の関係から、受入側の受入検査は1回/3ヶ月から1日/6ヶ月に変更する必要があるという解釈でよろしいでしょうか？	その解釈で結構です。また、今回の改正では、JIS A 6204とJIS Q 1011との整合性を図るため、移行期間として1月から6月までの間は、1回/3ヶ月の試験結果報告書が発行されます。